

おまかせください

会社・法人設立



会社・法人を作るには、いろいろな手続きがあります。 行政書士が全力サポート！

会社・法人を設立するメリットは、社会的信用、法人税の節税等にありますが、その設立には、定款の作成、出資の履行等、多くの準備が必要です。設立後は定款変更・議事録の作成、会計記帳・融資申込等による経営効率化が必要になります。

行政書士は国家資格者であり、会社・法人の設立準備から設立後の経営効率化について、実務支援を行う法律家です。

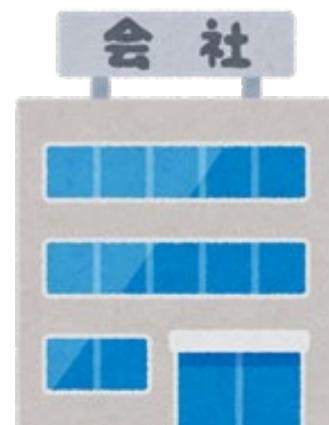
会社・法人の種類

会社・法人体系には、様々な種類があります。

例えば、一般的に社会的信用度が高い「株式会社」、株式会社よりも設立コストを抑えられ、出資者の利益など定款で決められる自由度が高い「合同会社」、非営利法人ながら収益事業を行うことができたり、非営利型・共益活動型の場合には税金について一定のメリットを受けることができたりする「一般社団法人」などです。

会社・法人を設立して、事業をしようとするとき、どのような会社・法人にするか迷うことがあると思います。

行政書士は、あなたにふさわしい会社・法人を選ぶために全力でサポートをいたします。



営利法人と非営利法人

法人は、営利法人と非営利法人に分けることができます。

右のとおりです

① 営利法人

営利法人とは、株主などの構成員への利益の分配を目的とした法人です。株式会社や合同会社などがこれに該当します。

② 非営利法人

非営利法人とは、社員などの構成員への利益の分配を目的としない法人です。一般社団法人、NPO法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人などがこれに該当します。非営利法人でも収益事業を行うことはできます。その収益は、構成員に分配するのではなく、その団体の目的を達成するために使います。



定款について

定款とは、会社・法人の商号（名称）、事業の目的、機関設計などの組織・活動を定める根本規則で、会社・法人の憲法に当たるものです。

定款の内容次第では、官公庁の許認可が得られず、定款の修正を余儀なくされる恐れがあるため、作成に当たっては、慎重な検討が必要です。

通常、定款を作成し、その効力を持たせるためには、公証人の認証を受ける必要があります。行政書士は、電子定款の作成代理業務を行うことが法務省より認められており、電子定款には印紙代が不要ですので、経費の削減ができます。

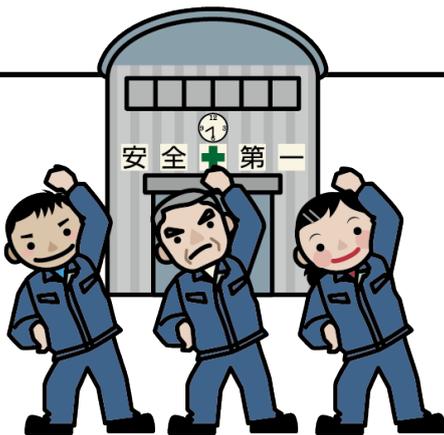


会社・法人は一人でも設立できるの？

株式会社では、株主が取締役を兼ねることで一人から、また、合同会社では社員一人からでも、設立することができます。また、一般社団法人では、社員が二人から、設立することができます。

資本金が1円でもOK？

資本金が1円でも、株式会社を設立することはできます。ただし、資本金は、社会的な信用度を判断する一つの材料になります。取引先や融資を受ける金融機関などに対して、どのような影響を与えることになるかを考えながら、資本金の額を決める必要があります。



◆ お困りのときはご相談ください。

行政書士が作成する書類や扱う手続には以下のものがあります（登記申請手続は除く）。

- 株式会社など（株式、合名、合資、合同、LLP）の設立
- NPO法人、農業関係法人、組合などの設立
- 学校法人、医療法人、宗教法人、農地所有適格法人、社会福祉法人の設立
- 一般社団法人・財団法人の設立・移行認可手続、公益社団・財団法人認定手続
- 定款や寄付行為、議事録などの作成・認証手続
- 電子定款の作成代理および電子定款の認証手続
- 融資の申し込みや補助金申請、記帳代行 など

- 行政書士には**守秘義務**があり、これは法律で定められています。安心してご相談ください。
- **行政書士でない者**が他人から依頼を受け、官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類を作成して報酬を得ること（他の法律に別段の定めがある場合等は除く）は、**法律で禁止**されています。国家資格者である行政書士かどうかは、日本行政書士会連合会のホームページから確認できます。



お問い合わせ： **宮城県行政書士会事務局**
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-5-22-4F

宮城県行政書士会

検索

TEL:022-353-7213

令和5年3月改訂